

18. 学生の個人情報保護に関する本学の取り扱い基準について

18

学生の個人情報保護に関する本学の取り扱い基準について

大手前大学・大手前短期大学（以下、本学という）では、円滑な教育研究活動および学生支援活動を行う目的で学生の皆さんから個人情報を収集し、データベース化（コンピュータによって検索処理できるようにしたもの）することによって利用・管理・提供を行っています。皆さんから収集した個人情報を取り扱うにあたっては、個人情報の保護に関する法律や、文部科学省指針等の基準を遵守することはもちろんのこと、学内において個人情報保護委員会を設置し、「個人情報保護法に関する規程」に基づいて、組織的に個人情報の適正な利用・管理と保護に努めています。不必要となった情報についてはすみやかに廃棄します。

「学生の個人情報」（以下、個人情報という）とは入学志願者を含む学生個人に関する情報で、氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別できるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるようになるものを含む）をいいます。

【大手前大学・大手前短期大学における個人情報の利用目的】

学生および保証人の個人情報は、基本的に次の業務を円滑に遂行するため利用されます。今回の入学手続において提出いただく各種手続書類の個人情報につきましても、本学の取り扱いをご理解、ご同意のうえ記入くださいますようお願いいたします。

(1) 学生の個人情報

- ①入試関係
入試広報、入学選抜試験実施業務、入学手続（編入学・転入学・再入学含む）
- ②学籍関係
学籍登録、入学（編入学・転入学・再入学含む）、学籍異動（休学・復学・退学・除籍等）及び関係資料作成
- ③学修関係
学修・研究活動支援、履修登録、履修相談・指導、単位認定・成績表管理、授業・試験運営、卒業（修了）判定、卒業証書・学位記授与、資格課程手続（各種実習含む）、臨地・校外実習手続、海外実習手続、教育実習手続、インターンシップ手続、公認欠席手続、各種課外講座受講手続、課外講座運営、科目等履修生・研究生・聴講生関係手続
- ④学生生活関係
学生生活に関する指導・助言・学生証作成・配布等、オリエンテーション、学生相談、課外活動支援、ボランティア活動支援、福利厚生支援、奨学生選考、奨学金申請・交付・返還、保険、健康診断、健康維持、卒業祝賀会実施等および関係資料作成、卒業アルバム作成等および関係資料作成
- ⑤進路関係
進路相談・指導、進路登録、就職相談・指導関係資料、卒業生就職先管理及び関係資料
- ⑥国際交流関係
海外実習・留学・研修に関する指導・助言、海外実習対象学生、派遣留学生・研修生選考、実習・留学・研修手続、外国人留学生支援等及び関係資料作成
- ⑦学内施設・設備利用関係
教室、図書室、学生ホール、クラブ部室、体育館、西宮総合グラウンド、学生寮、駐輪場、大学院生研究室、備品借用等関係資料作成
- ⑧各種証明書発行
在学証明書、健康診断証明書、成績証明書、卒業・修了（見込み）証明書、資格取得（見込み）証明書、通学定期乗車券発行証明書、学校学生生徒旅客運賃割引証及び関係資料作成
- ⑨学費関係及び寮費
学費納付案内・手続、学費未納による除籍警告・除籍通知等及び関係資料作成、寮費納付案内
- ⑩保証人対象教育・就職懇談会関係
懇談会実施、成績・就職相談及び関係資料作成
- ⑪成績開示・通知
原則、学修関係の履修・単位修得状況については保証人まで開示・通知
- ⑫連絡・通知関係（郵便・電話・メール便・掲示板・ホームページ等）
上記①～⑪に関する連絡・通知、その他の教育研究・業務上必要な連絡・通知
- ⑬その他
大学広報活動、募金活動、式典、行事实施、同窓会活動、調査等

(2) 保証人の個人情報

学生の修学指導上必要な連絡、本学からの各種送付物（学業成績通知書、学費納付書、大学通信等）発送

(3) 第三者への提供

法令に定める場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ることなく、第三者に個人情報を提供することはありません。ただし、高大連携の観点から出身高校へ学生の個人情報を伝える場合があります。また、利用目的に沿った業務を遂行するために、機密保持契約を締結した事業者に必要な範囲の個人情報取扱を委託することがありますが、この場合には委託先において当該個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏洩等の不当な取扱いがなされないように本学が監督し、安全管理に努めます。

以上

保証人の役割・同意事項

1. 保証人は、原則として学生の父母若しくはこれに準ずる方を選出してください。
2. 保証人に本学から学費納付書、学業成績表通知書（留学生、大学院生除く）などの書類を送付します。留学生、大学院生は、学費納付書は本人に送付します。保証人は、学生の学納金債務に関し、連帯保証人として保証の責を負います（限度額は年間学納金相当額×在学年数、在学中に授業料の改定が行われた場合には、改定後の年間学納金相当額）。
3. 保証人は、学生が身分異動（休学、復学、留年、退学及び除籍等）の願出又は届出をする際に所定の書類に連署・捺印が必要です。

上記保証人の役割・同意事項をご確認の上、保証人の選出をお願いいたします。

以上

※この基準は大手前大学・大手前短期大学共通のものとなっており、通信教育部では該当しない業務も含まれています。